

提供日 2026/07/14
タイトル 外国人材紹介サービス事業者【マッチング機関】
を募集！
担当 経済産業部 就業支援局産業人材課
連絡先 多様な人材活躍推進班
TEL 054-221-2811



外国人材紹介サービス事業者【マッチング機関】を募集！ ～県内企業の外国人材採用を支援するパートナーを募集～

1 概要

県内の中小企業等を対象に外国人の受入れや定着を支援し、一貫した伴走支援をワンストップで行う「静岡県外国人材受入相談窓口」において、企業の更なる相談ニーズの受け止めを可能にすることを目的に、外国人材にかかる人材紹介サービス事業者【マッチング機関】を募集します。

2 内容

(1) マッチング機関の役割

静岡県外国人材受入相談窓口を利用し、外国人材の雇用を希望する企業に対して、当該企業の求人内容等を踏まえ、自社のサービスの範囲内で外国人材を紹介いただきます。

※詳細は、静岡県外国人材受入相談窓口運営事業マッチング機関事業者登録要領第4条を御確認ください。

(2) 登録要件

外国人材にかかる人材紹介サービス事業等を行う事業者であって、静岡県外国人材受入相談窓口運営事業マッチング機関業者登録要領3条に基づいて、登録の可否を決定します。

(3) 審査

申込書類によって審査し、必要に応じてヒアリングを行います。

3 募集期間

2026年7月17日（金）17:00まで

4 申込方法

静岡県外国人材受入相談窓口運営事業マッチング機関事業者登録要領を確認の上、申込書類を問い合わせ先のメールにて送付ください。

詳細につきましては、下記リンクよりご確認ください。

【申込サイト】<https://gaikokujinzai.pref.shizuoka.jp/matching/>

5 お問い合わせ先

静岡県外国人材受入相談窓口運営事業（本事業は静岡県より株式会社パソナが受託し、運営しています）

メール：shizuoka.soudan@pasona.co.jp

電話：03-6633-3876（土日・年末年始除く9時～17時）

事業HP：<https://gaikokujinzai.pref.shizuoka.jp/>

静岡県外国人材受入相談窓口運営事業マッチング機関事業者登録要領

(目的)

第1条 県内中小企業等を対象に外国人の受入れや定着を支援し、一貫した伴走支援をワンストップで行う「静岡県外国人材受入相談窓口運営事業」(以下「相談窓口事業」という。)において、企業の更なる相談ニーズの受け止めを可能にすることを目的に、外国人材にかかる人材紹介サービス事業者(以下「マッチング機関事業者」という。)の登録について、必要な事項を定めるものとする。なお、マッチング機関事業者とは職業安定法(昭和22年法律第141号。以下「法」という。)第30条に定める有料職業紹介事業者であるなど、一定の要件を満たした外国人材の紹介事業等を行う者をいう。

(登録の申請)

第2条 相談窓口事業におけるマッチング機関事業者の登録を希望する者は、登録申請書に必要となる資料を添付した上で運営事務局に提出すること。

- (1) 登録申請書(様式1)
- (2) 登録情報確認書(様式2)
- (3) 職業紹介事業許可証の写し(※労働者派遣事業を行っている場合は、労働者派遣事業許可証の写しも提出すること)
- (4) 登録支援機関登録(更新)通知書の写し(※該当する場合)
- (5) 監理団体許可証の写し(※該当する場合)
- (6) 法人登記簿謄本
- (7) 人材紹介手数料の徴収方法や返還規定がわかるもの(※手数料表、契約書の様式など)
- (8) 会社概要や事業概要がわかる資料(※パンフレットなど)
- (9) 外国人材の企業への紹介・派遣人数の実績がわかる資料
- (10) その他、運営事務局が必要と認める書類

(登録)

第3条 運営事務局は、申請を受けた場合、必要に応じて申請者のヒアリングを実施した上で、次に掲げる要件に基づいて、審査の上、登録の可否を決定する。マッチング機関事業者として登録する場合は、申請者に対し登録通知書を交付するものとする。登録が適当でない場合は、申請者にその理由を示して登録しない旨を通知する。

- (1) 外国人材登録において、在留資格のうち、技術・人文知識・国際業務、特定技能1号及び2号等の取扱いが実績等から可能と判断出来ること。
- (2) 日本国内に活動拠点があり、担当者が常駐していること。また外国人材の紹介・派遣後も、必要に応じ定着状況についてフォローアップが行えること。

- (3) 人材紹介、派遣に関して料金の目安を示していること。
 - (4) 運営事務局が指定する外国における現地合同会社説明会やオンラインによる合同会社説明会等の開催依頼があった場合は、自社のサービスの範囲内で実施協力ができること。
 - (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
 - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を行っていないこと。
 - (8) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- 2 相談窓口事業の実施期間中、登録は有効とする。ただし、法 32 条の 9 に基づいて許可の取り消しがあったとき、第 5 条に基づいて運営事務局が登録を取り消したとき、又はマッチング機関事業者から登録を取りやめる旨の意思表示がされたときは、失効する。

（役割）

第 4 条 マッチング機関事業者は、相談窓口事業を利用し、外国人材の雇用を希望する企業に対して、当該企業の求人内容等を踏まえ、自社のサービスの範囲内で外国人材を紹介すること（個別紹介）。なお、紹介については、マッチング機関事業者と企業とで直接やり取りを行うこととするが、運営事務局から求められた場合、進捗については運営事務局に

報告を行うこと。

(遵守義務)

第5条 マッチング機関事業者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (2) 事業に伴う必要事項について運営事務局が報告を求めた場合、対応すること。
- (3) 運営事務局との連携に必要な会議等に参加すること。また県内中小企業等から要望があった場合、マッチングやフォローアップ等で運営事務局と連携すること。
- (4) マッチング機関事業者は、登録申請書及び登録情報確認書に記載した事項に変更があった場合は、速やかに登録変更を届け出ること。

(登録の取消)

第6条 次のいずれかに該当するときは、運営事務局は登録を取り消すことができる。

- (1) 不正な行為があると認めたとき。
- (2) 正当な理由がないのに、第5条に定める遵守義務を怠ったとき。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、登録に関して必要な事項は別に定めることとする。

附 則

この要領は、令和8年 6月 23日から施行する。

＜その他、運営事務局が必要と認める書類＞

- ・国または都道府県事業の受託実績がわかる資料（※該当する場合）
- ・個人情報の管理に関するもの（個人情報保護方針など）